

佐賀県規則第17号

佐賀県療育支援センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県療育支援センター管理規則（平成21年佐賀県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 センターに副所長を置くことができる。</p> <p><u>3 ~ 5</u> 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 ~ 5</u> 略</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 課長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(利用定員)</p> <p>第8条 センターの利用定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援</u>（以下「児童発達支援」という。）を受ける者 30人</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 センターに<u>医務監及び副所長</u>を置くことができる。</p> <p><u>3 前項の規定により置かれた医務監は、副所長を兼ねるものとする。</u></p> <p><u>4 ~ 6</u> 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>医務監は、上司の命を受けて、療育支援センターの事務のうち医療及び保健に関する事務その他所長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p><u>3 ~ 6</u> 略</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>医務監、副所長及び課長は、</u>所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(利用定員)</p> <p>第8条 センターの利用定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援</u>（以下「児童発達支援」という。）を受ける者 30人</p>

改正前	改正後
<p>(利用者)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 児童福祉法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）を受けることができる者は、保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けた者又は同法第21条の6の規定による措置を受けた者とする。</p> <p>4 児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）を受けることができる者は、同法第24条の26第1項各号に規定する者とする。</p> <p>(利用承認)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 児童発達支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の通所給付決定保護者（児童福祉法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）は、児童発達支援利用申込書（様式第3号）に児童福祉法第21条の7第9項の規定により交付された通所受給者証（以下「通所受給者証」という。）を添えて、これを所長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(利用者)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）を受けることができる者は、保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けた者又は同法第21条の6の規定による措置を受けた者とする。</p> <p>4 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）を受けることができる者は、同法第24条の26第1項各号に規定する者とする。</p> <p>(利用承認)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 児童発達支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の通所給付決定保護者（児童福祉法第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）は、児童発達支援利用申込書（様式第3号）に児童福祉法第21条の5の7第9項の規定により交付された通所受給者証（以下「通所受給者証」という。）を添えて、これを所長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>4・5 略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第8条から第10条までの改正規定は、平成30年4月1日から施行する。